

管理運営の基本方針

- (1) 児童館の目的、事業に基づいた管理運営を行うこと
- (2) 公の施設であることを常に念頭において、公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと
- (3) 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること
- (4) 児童館が有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと
- (5) 利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること
- (6) 職員研修を実施するとともに、関係団体等の協議会等に積極的に参加すること
- (7) 施設内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること
- (8) 適正な運営を図るため、運営委員会を開催し、その意見を聴くこと
- (9) 個人情報の保護を徹底すること
- (10) 保育所、各幼稚園、各小中学校、保健センター、子育て支援センター等との連携を図りながら 児童の健全育成に努めること
- (11) 市と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、市の施策に対し積極的に協力するよう努めること
- (12) 地域組織、児童クラブ保護者会、地域の各種関連団体、住民との連携を図り、地域に根ざす運営に努めること